



# 浦添市 屋外広告物ガイドライン

## 概要版

### 浦添市屋外広告物の理念

#### 「心に寄り添う広告景観」

本市景観まちづくり計画では、当該計画の基本理念である「ただこ市民によるウラオソイ風景づくり」を踏まえ、緑と水辺や微地形を活かし、かつ歴史文化の薫る景観まちづくりに努めています。

本市に設置される屋外広告物に関しても、定めた基本理念を基に、本市の歴史及び文化を尊重しつつ、地域の魅力ある景観を阻害せずに、周囲と調和した安全な広告物の設置を誘導することによって、安心して歩けるまちなみの形成を促進していきます。

### 目次

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 条例制定の目的について    | ・・・P. 2 |
| 2. 屋外広告物とは        | ・・・P. 2 |
| 3. 禁止地域・許可地域について  | ・・・P. 3 |
| 4. 許可基準について       | ・・・P. 4 |
| 5. 禁止物件・禁止広告物について | ・・・P.10 |
| 6. 適用除外について       | ・・・P.11 |
| 7. 管理及び点検の義務について  | ・・・P.12 |
| 8. 許可手続き等について     | ・・・P.13 |
| 9. 経過措置について       | ・・・P.14 |
| 10. 屋外広告物規制適用図    | ・・・P.15 |

# 1 条例制定の目的について

景観を構成するものの中に屋外広告物があります。屋外広告物は、日常生活において必要な情報を伝えるだけでなく、まちに活気や個性を与えるなど、まちの表情の一部になっています。また、企業や店舗等の顔であり、私たちをつなぐ身近なコミュニケーションツールです。しかしながら、広告物の無秩序な掲出や適正な維持管理・更新が行われないと、その周辺の景観の形成に支障を及ぼす要因となってしまいます。

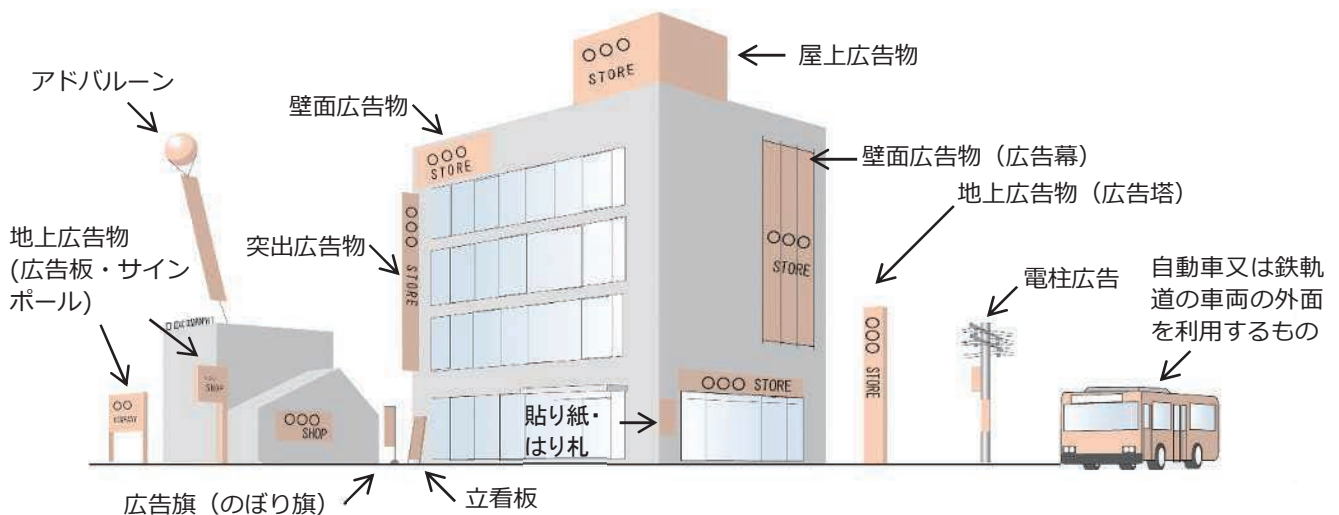
これまで本市に設置される屋外広告物は、沖縄県屋外広告物条例により屋外広告物の表示及び掲出の誘導を行っていましたが、より地域の特性などを表現・創出し、良好な景観の形成及び風致の維持を図り、また公衆に対する危害を防止するため、浦添市屋外広告物条例を制定しました。

浦添市が、より魅力的で活気があり、安心・安全に歩けるまちになるよう、広告物を表示する方及び市民の皆様に屋外広告物のルールをご理解いただき、魅力的で秩序ある広告景観づくりにご協力をお願いします。

# 2 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件を全て満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



## 屋外広告物に該当するものの例

- ・ 電柱や塀に貼付けされたビラやチラシ
- ・ 自動車の車体広告
- ・ 電光掲示板
- ・ 自動販売機 など

## 屋外広告物に該当しないものの例

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシ
- ・ 自動車やビルの窓ガラスの内側から外側に向けて表示された広告物
- ・ 駅等の改札口の内側の人に対して表示された改札口内側にある広告物
- ・ 音響による広告 など

### 3 禁止地域・許可地域について

浦添市屋外広告物条例においては、市域を禁止地域（第1種・第2種）と許可地域（第1種・第2種・第3種）に分けており、それぞれの設置基準に適合した広告物は表示や掲出ができるようになっています。

また、禁止地域や許可地域にかかわらず、眺望点などから見える良好な眺めを阻害しないよう屋外広告物を規制及び誘導し、良好な眺望景観を保全する区域として、眺望保全地区（※㉔）を定めています。

なお、自家用広告物（※㉕）や管理用広告物（※㉖）で、広告物の面積が小さい場合などは、禁止地域と許可地域で許可を受けなくても広告物を表示できる場合があります。

- ㉔ 眺望保全地区
  - ・・・良好な眺望景観の保全が特に重要となる地域を「眺望保全地区」としている。指定した地区は、眺望点などから見える良好な眺めを阻害する屋外広告物を上乗せ基準として規制している。
- ㉕ 自家用広告物
  - ・・・自己の店舗や事業所等又はこれらの敷地に自己の名称や所在地、営業内容等を表示するもの。
- ㉖ 管理用広告物
  - ・・・敷地及び建設物等に管理者又は所有者が、管理の必要に基づき表示するもの。



#### (1) 禁止地域

禁止地域は、一部適用除外（自家用広告物・管理用広告物等）を除き、広告物の表示、又は掲出物件を設置できません。また、屋外広告物の表示等を行う際は、原則、許可申請が必要です。（一部許可不要となる場合あり。）

禁止地域は、第1種禁止地域と第2種禁止地域に分かれています。

**第1種禁止地域**

- ・・・浦添グスクへの眺望景観の保全及びその周辺の良好な景観の形成を優先すべき地域又は場所として市長が指定する地域

**第2種禁止地域**

- ・・・第1種禁止地域以外の地域で、良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所

#### ■その他の禁止地域一覧

文化財保護法関連	国指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財（建造物に限る。）及びその周囲で市長が指定する区域</li> <li>・史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	県指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有形文化財（建造物に限る。）又は民俗文化財（建造物に限る。）及びその周囲で市長が指定する区域</li> <li>・史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	市指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
道路、軌道関連		道路又は軌道で市長が指定する区間
		道路又は軌道に接続する地域で市長が指定する区域
その他		都市公園の区域
		河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
		港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
		官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、美術館、体育館及び病院の建造物並びに敷地
		古墳、墓地及びこれらの周囲で市長が指定する区域
		社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で市長が指定する区域
		景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域

## (2) 許可地域

許可地域は、屋外広告物の種類等にかかわらず許可を受けた場合において、屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置することができます。(一部許可不要となる場合あり。)

許可地域とは、禁止地域等以外の地域又は場所を除いた地域となります。

**第1種許可地域** ・ ・ ・ 住環境に配慮して良好な景観の形成を優先し、産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所

**第2種許可地域** ・ ・ ・ 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域に含まれる地域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所

**第3種許可地域** ・ ・ ・ 良好な景観形成及び産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所

**眺望保全地区** ・ ・ ・ 眺望点などから見える良好な眺めを阻害する屋外広告物を規制し、良好な眺望景観を保全する地区です。3地区を設定しており、屋上広告物、壁面広告物、地上広告物について規制を行います。

①市道国際センター線沿線地区 ②県道浦添西原線沿線地区 ③臨港道路浦添線沿線地区

## 4 許可基準について

### (1) 共通基準について

禁止地域や許可地域、眺望保全地区及び広告物の種類等にかかわらず、全ての広告物が以下の基準に適合しなければなりません。ただし、地域・地区別の基準において特別な基準がある場合は、その限りではありません。

良好な景観形成又は風致の維持に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩及び意匠等が、周囲の景観又は環境と調和していること。</li> <li>・ 広告物等の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。</li> <li>・ 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周囲の景観又は風致を害しないこと。</li> <li>・ 電光表示広告物及びその他可変式照明（ネオン、LED ランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は緩やかなものとする。</li> <li>・ 広告物等を表示しない裏面、側面、脚部等の部分についても、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮されたものであること。</li> <li>・ 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。</li> </ul>
公衆に対する 危害防止に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の材質は、腐食、腐朽又は破損しにくいものを使用し、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</li> <li>・ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又は幻惑させる等により道路交通に影響を与えないものであること。</li> <li>・ 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。</li> </ul>

## (2) 禁止地域の基準について

### 第1種 禁止地域

- 一般広告物  
設置・表示 不可
- 色彩規制：あり

#### 【屋上広告物】

- ・表示不可
- ・ただし、高架水槽に表示する5m以下の自家用広告物（建物名称）は除く
- ・高架水槽に表示する自家用広告物は電光表示広告物ではないこと

#### 【突出広告物】

- ・表示面積の合計が20㎡以下（1面10㎡以下）
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1mを超えないもの
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上（歩道上の場合は2.5m以上）
- ・壁面の上端を超えないこと
- ・電光表示広告物ではないこと

#### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、1面3㎡以下、かつ合計6㎡以下
- ・設置数は、1基まで

#### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下
- ・壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる
- ア. 広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下
- イ. 電光表示広告物ではないこと
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。



#### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下（1基あたり）
- ・設置数は1基以下（管理広告物は除く）
- ・広告物上端の高さは地上から10m以下

### 第2種 禁止地域

- 一般広告物  
設置・表示 不可
- 色彩規制：なし

#### 【屋上広告物】

- ・表示面積は20㎡以下
- ・広告物の高さは3.5m以下かつ地上から地上からそれを設置する箇所までの高さの1/4以下
- ・建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと
- ・建築物1棟につき原則1基

#### 【突出広告物】

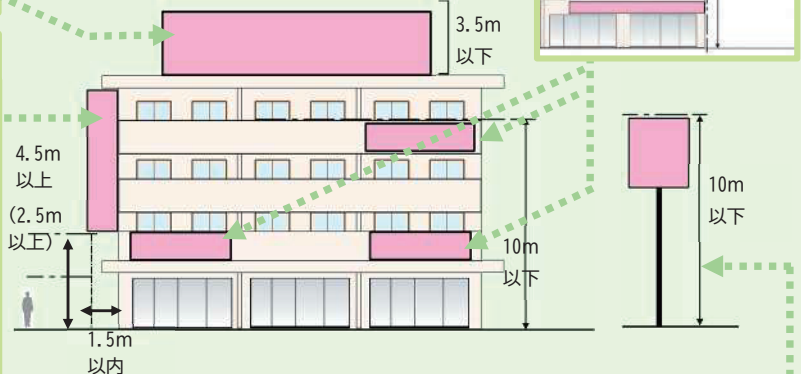
- ・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下（1面10㎡以下）
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下とし、かつ道路境界線から1mを超えないもの
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上（歩道上の場合は2.5m以上）
- ・壁面の上端を超えないこと
- ・電光表示広告物ではないこと

#### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、1面3㎡以下、かつ合計6㎡以下
- ・設置数は、1基まで

#### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が20㎡以下かつ当該壁面面積の1/4以下
- ・壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる
- ・広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下、かつ50cm以下
- ・電光表示広告物ではないこと
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。



#### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面10㎡以下かつ合計20㎡以下（1基あたり）
- ・設置個数は1基以下（管理広告物は除く）
- ・広告物上端の高さは地上から10m以下

### (3) 許可地域の基準について

#### 第1種 許可地域

- 一般広告物  
設置・表示可
- 色彩規制：なし

##### 【屋上広告物】

- ・ 広告物の表示面積は1面 30㎡以下
- ・ 広告物の高さは5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/3 以下
- ・ 建築物1棟につき原則1基

##### 【突出広告物】

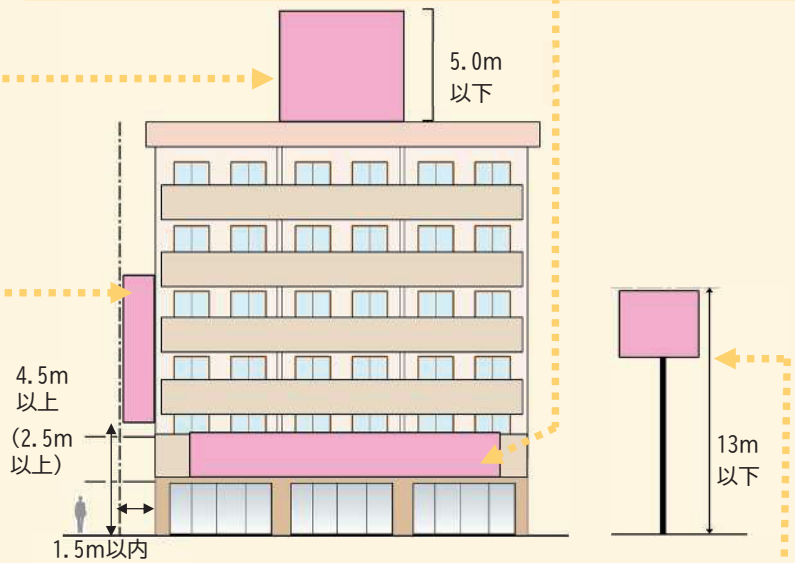
- ・ 1事業所等における表示面積の合計が 20㎡以下（1面 10㎡以下）
- ・ 突出幅は、壁面から 1.5m以内（路端から 1m以内）
- ・ 道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は 4.5m以上（歩道上の場合は 2.5m以上）
- ・ 壁面の上端を超えないこと

##### 【電光表示広告物】

- ・ 広告物の表示面積は、合計 18㎡以下

##### 【壁面広告物】

- ・ 1壁面における表示面積の合計が 30㎡以下かつ当該壁面面積の 1/3 以下
- ・ 1壁面において同一内容の広告物等の表示は 1個まで



##### 【地上広告物】

- ・ 表示面積の合計は、1面 15㎡以下かつ合計 30㎡以下（1基あたり）
- ・ 設置数は 4基以下（管理広告物は除く）
- ・ 広告物上端の高さは地上から 13m以下

#### 第2種 許可地域

- 一般広告物:設置  
表示可
- 色彩規制：なし

##### 【屋上広告物】

- ・ 広告物の表示面積は1面 50㎡以下
- ・ 広告物の高さは5.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/3 以下
- ・ 建築物1棟につき原則1基

##### 【突出広告物】

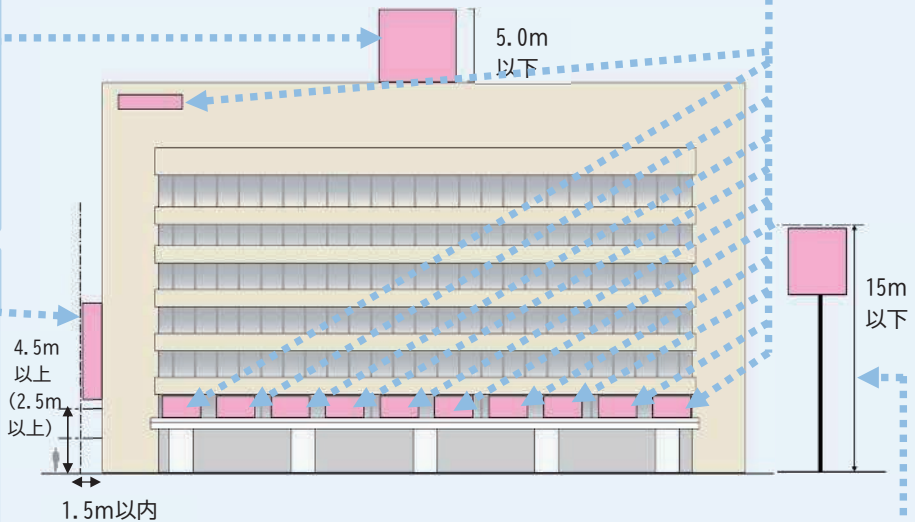
- ・ 1事業所等における表示面積の合計が 20㎡以下（1面 10㎡以下）
- ・ 突出幅は、壁面から 1.5m以内（路端から 1m以内）
- ・ 道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は 4.5m以上（歩道上の場合は 2.5m以上）
- ・ 壁面の上端を超えないこと

##### 【電光表示広告物】

- ・ 広告物の表示面積は、合計 18㎡以下

##### 【壁面広告物】

- ・ 1壁面における表示面積の合計が 50㎡以下かつ当該壁面面積の 1/3 以下
- ・ 1壁面において同一内容の広告物等の表示は 2個以下



##### 【地上広告物】

- ・ 表示面積の合計は、1面 15㎡以下かつ合計 30㎡以下（1基あたり）
- ・ 設置数は 4基以下（管理広告物は除く）
- ・ 広告物上端の高さは地上から 15m以下

### 第3種 許可地域

- 一般広告物  
設置・表示可
- 色彩規制：なし

#### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が70㎡以下かつ当該壁面面積の1/2以下
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下

#### 【屋上広告物】

- ・広告物の表示面積は1面80㎡以下（表示面積の合計200㎡以下）
- ・広告物の高さは10m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ1/3以下
- ・建築物1棟について原則1基

#### 【突出広告物】

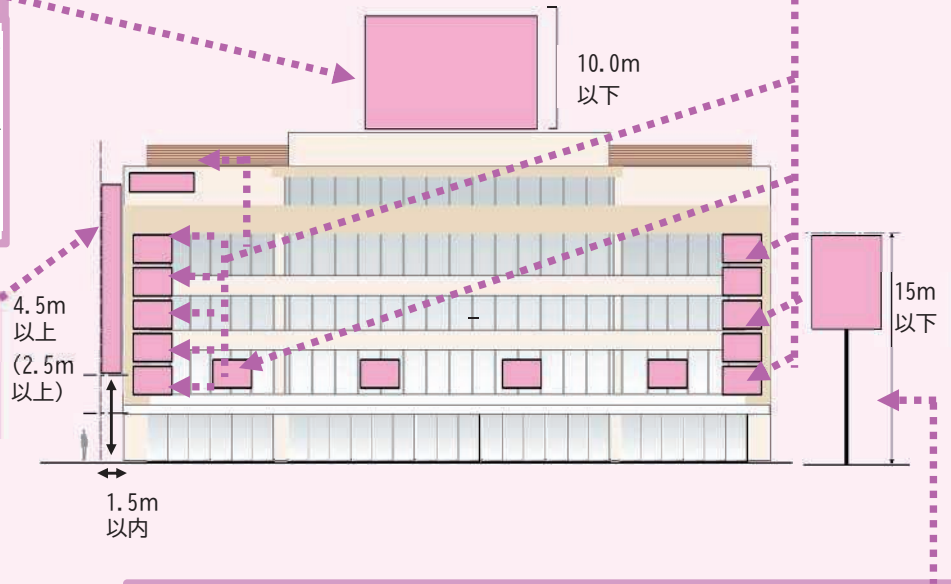
- ・1事業所等における表示面積の合計が30㎡以下（1面15㎡以下）
- ・突出幅は、壁面から1.5m以内（路端から1m以内）
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上（歩道上の場合は2.5m以上）
- ・壁面の上端を超えないこと

#### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、合計30㎡以下
- ・設置数は、原則2基以下

#### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面30㎡以下かつ合計60㎡以下（1基あたり）
- ・設置数は4基以下（管理広告物は除く）
- ・広告物上端の高さは地上から15m以下



## （4）眺望保全地区の基準について

### 眺望保全地区

（市道国際センター  
一線沿線地区  
県道浦添西原線  
沿線地区）

- 一般広告物  
設置・表示可
- 色彩規制  
一部あり

#### 【壁面広告物】

- ・1壁面における表示面積の合計が30㎡以下かつ当該壁面面積の1/3以下
- ・壁面の外郭線からは突出しないこと
- ※ただし、以下の条件を満たす場合は、壁面の上端から突出することができる  
ア. 広告物の最上部が地上10m以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの1/2以下かつ50cm以下  
イ. 電光表示広告物ではないこと
- ・1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個まで

#### 【屋上広告物】

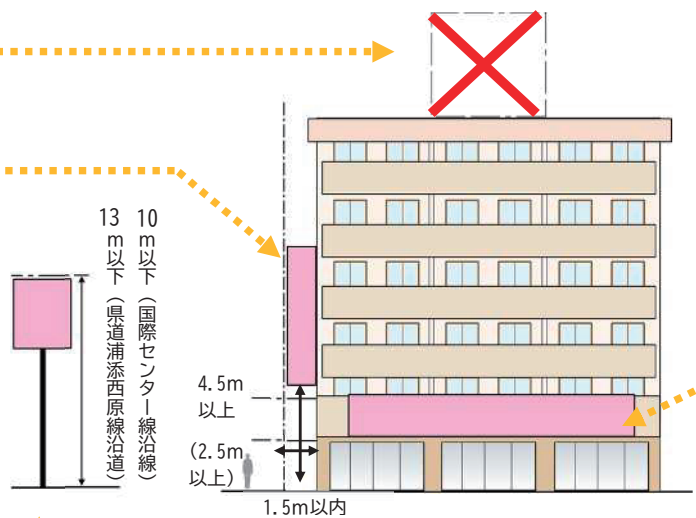
- ・表示不可

#### 【突出広告物】

- ・1事業所等における表示面積の合計が20㎡以下（1面10㎡以下）
- ・突出幅は、壁面から1.5m以内（路端から1m以内）
- ・道路面から広告物の下端までの高さは、道路上は4.5m以上（歩道上の場合は2.5m以上）
- ・壁面の上端を超えないこと
- ・電光表示広告物ではないこと

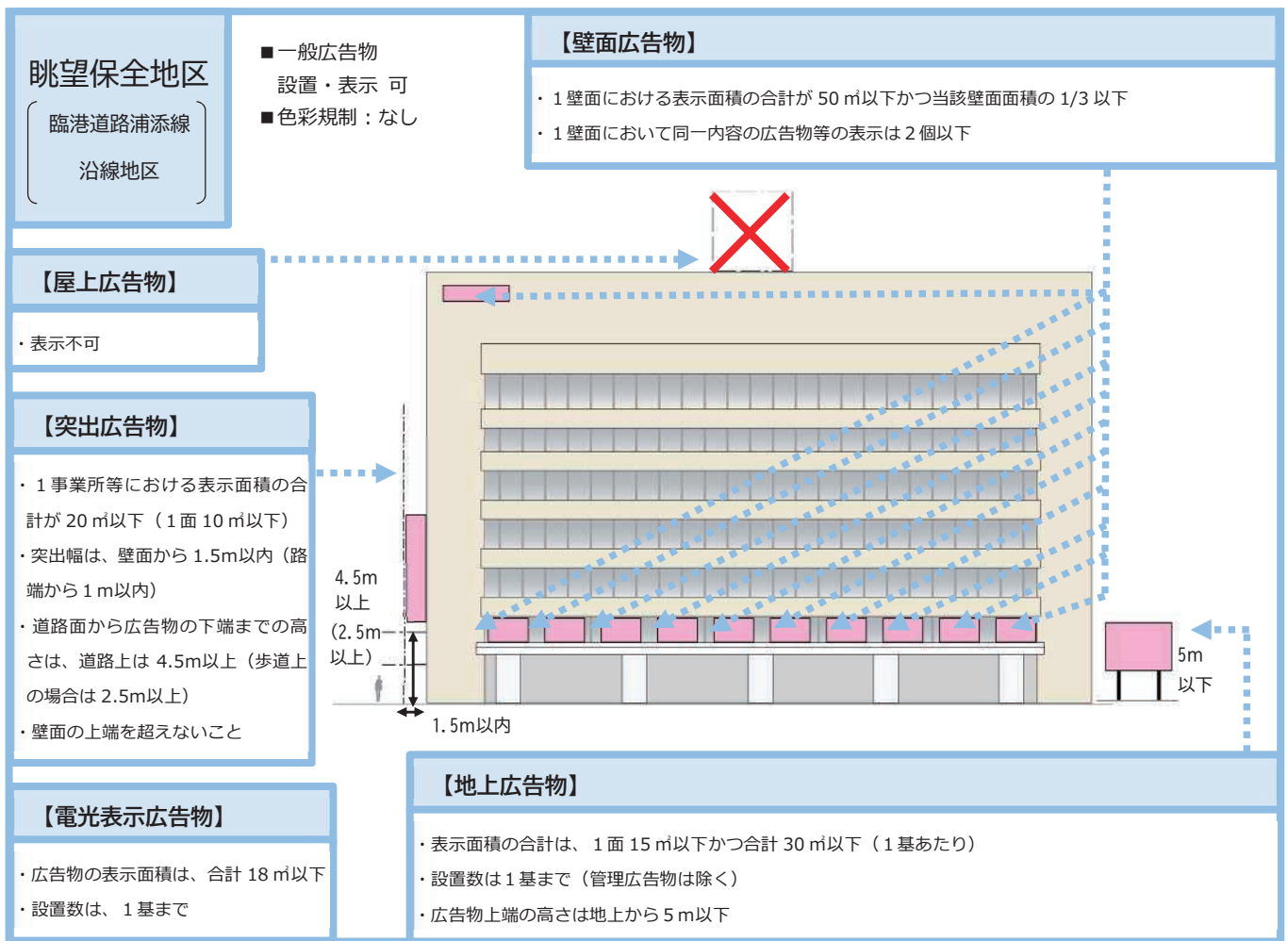
#### 【地上広告物】

- ・表示面積の合計は、1面15㎡以下かつ合計30㎡以下（1基あたり）
- ・設置数は1基まで（管理広告物は除く）
- ・広告物上端の高さは地上から国際センター線沿線10m以下、  
県道浦添西原線沿線13m以下



#### 【電光表示広告物】

- ・広告物の表示面積は、1面3㎡以下、かつ合計6㎡以下
- ・設置数は、1基まで



## (5) 色彩基準について

浦添市の屋外広告物の色彩規制については、世界遺産の追加登録を目指す浦添城跡への眺望景観の保全や、浦添城跡周辺の良好な景観形成の観点から基準を設けています。

規制対象区域は、浦添城跡周辺の第1種禁止地域、眺望保全地区（市道国際センター沿線地区）とします。

### ■ 色彩基準

原則、彩度 10 以下とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ① 屋外広告物の表示面積が 3 m<sup>2</sup> 以下の場合
- ② 彩度を超える部分が表示面積の 2/3 以下の場合

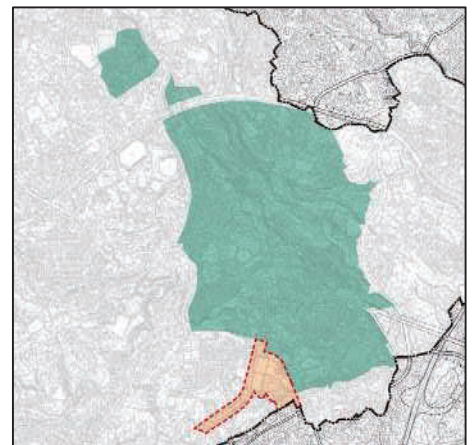
浦添グスク周辺は、浦添市内においても緑などの自然が多い地域です。自然環境色の中で樹木の緑は彩度 6～7 程度とされています。屋外広告物の役割も踏まえた上で、極端に鮮やかな色（高彩度）は避けましょう。

また、浦添グスク周辺エリア等の各方針を踏まえつつ、以下の3つの項目について配慮し、色彩を決めましょう。








### ■ 配慮事項

- ① 浦添城跡などの歴史的なまちなみへの配慮
- ② 緑の両翼などのまとまった緑や牧港川といった自然環境への配慮
- ③ 市シンボルロードやモノレール沿線などの賑わい空間への配慮

### ■ 規制対象区域



## (6) その他の屋外広告物の基準について

種類	規格基準（各地域共通）
電柱を 利用するもの 	(1) 広告物の個数は、電柱1本について、突出広告、巻き付け広告又は直塗広告ともに各1個とすること。ただし、角鉄柱においてこれらを表示し、又は設置する場合は、2面とすること。 (2) 路面から、巻き付け広告又は直塗広告の下端までの高さは1.2m以上とすること。 (3) 広告物の大きさは、突出広告にあっては横0.6m以下、縦1.2m以下、巻き付け広告にあっては縦1.2m以下、はり付け広告及び直塗広告にあっては幅は柱の幅以下、縦は1.2m以下とすること。 (4) 路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上とすること。取り付け方向は歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として路端側とすること。
街灯柱を 利用するもの 	(1) 広告物は、街灯柱1本につき1個までとし、柱には巻き付け広告又は直塗広告は表示しないこと。 (2) 原則として規格を統一することとし、その大きさは一面の表示面積が0.3㎡以下とすること。 (3) 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上とすること。
はり紙及びはり札等	(1) 表示面積は、原則として1㎡以下とすること。 (2) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下とすること。
立看板等 	(1) 大きさは、幅1m以下、長さ2m以下とし、脚の長さは0.5m以下とすること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直にすること。 (3) 信号機、主要な交差点（幅員8m以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点から10m以内にある道路標識に限る。以下同じ。）及び道路反射鏡から、それぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。
アーチ広告 	(1) アーチ広告の設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域とすること。アーチ全体の長さは、12m以下であること。 (2) アーチ広告の一面の表示面積は、30㎡以下とすること。
広告幕（横断幕、懸垂幕等）及び広告旗 	(1) 広告幕は、幅1.8m以下、長さ20m以下とすること。 (2) 広告旗は、横1m以下、縦5m以下とすること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上とすること。 (4) 道路を横断する広告幕にあっては、信号機、主要な交差点、道路標識及び道路反射鏡からそれぞれ10m以上離れた場所に設置されるものであること。
塀又は垣広告 	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下で、かつ、20㎡以下とすること。 (2) 設置数は、塀又は垣の1面につき3個以下とすること。
気球広告 	(1) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50m以下とすること。 (2) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触するおそれのないようにすること。 (3) 広告面にネットを使用すること。

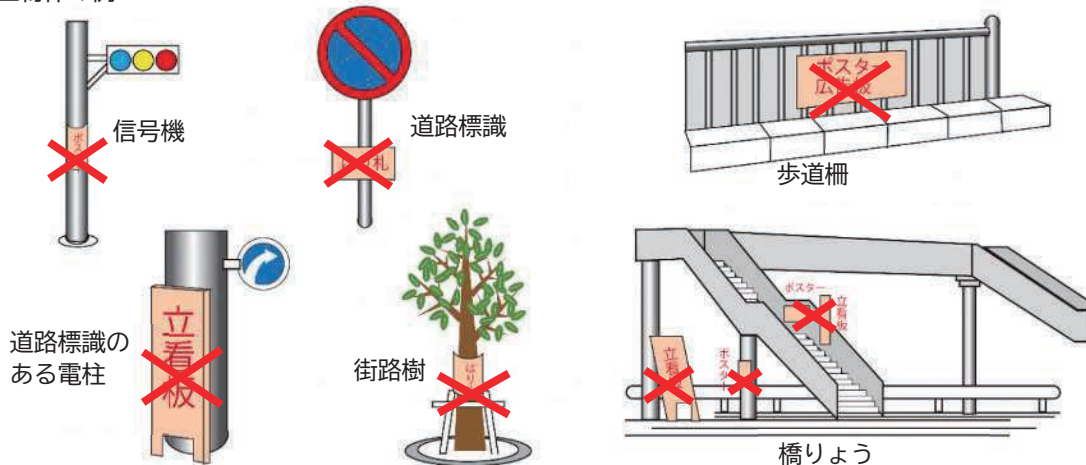
## 5 禁止物件・禁止広告物について

### ■ 禁止物件について

これらの物件には、原則として広告物を表示することはできません。ただし、適用除外となる場合は表示できます。

- (1) 橋りょう、トンネル、歩道橋、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路反射鏡、歩道柵、駒止めの類及び里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観重要建造物及び景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指定する物件
- (13) 道路の路面

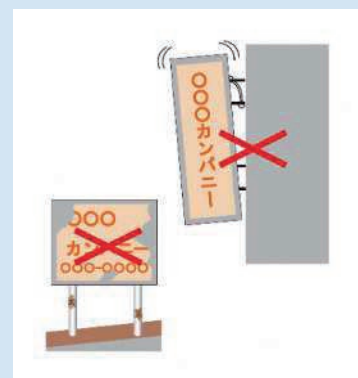
<禁止物件の例>



### ■ 禁止広告物

これらの広告物を表示することはできません。

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の離したものの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用するもの  
(ただし、保安上の観点から使用したものは除く)



## 6 適用除外について

社会生活を営むうえで最小限必要な一定の広告物については、屋外広告物の規制のうち一定の事項の適用が除外となります。

※浦添市屋外広告物条例を一部抜粋して掲載しています。【凡例：表示できる○ 表示できない×】

許可の要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に表示できる	禁止物件に表示できる
許可不要 	○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）その他法令の規定により表示、又は設置する広告物等 ※各法令規定に適合している場合 ○国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等	○	○
許可不要 	○自家用広告物 禁止地域：1 事業所につき表示面積合計 5 m <sup>2</sup> 以下 許可地域：1 事業所につき表示面積合計 10 m <sup>2</sup> 以下 ○管理用広告物 禁止地域：1 箇所について 1 m <sup>2</sup> 以下 許可地域：1 箇所について 5 m <sup>2</sup> 以下 ○冠婚葬祭又は祭札等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等 ○講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等 ○軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの ○工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの	○	
許可不要	○所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業や営業の内容を表示するもの（自家用広告物） 対象：送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンクの類 表示面積が 5 m <sup>2</sup> 以内のもの ○禁止物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物（管理用広告物） ○前 2 号に掲げる掲出物件	○	○
許可が必要	○自家用広告物で、禁止地域の基準に適合するもの ○公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等で、広告物等の表示等に係る収入を当該施設又は物件の設置又は管理等の費用に充てるもの。	○	
許可が必要	○法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で、広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組みに要する費用の全部又は一部に充てるもの(ネーミングライツ等)。	○	△ ※1

※1.禁止物件のうち、許可を受けた場合においては、一部の禁止物件へ広告物の表示等を行うことができます。

- 適用除外に該当する場合においても、共通許可基準を守って表示してください
- 規格基準の記載がないものは、各種屋外広告物の基準を守ってください。
- 禁止広告物は、適用除外とならいため、表示することはできません。

## 7 管理及び点検の義務について

許可の要・不要を問わず立看板等の簡易な広告物を除き、原則すべての広告物について、所有者等に安全点検の実施と点検結果の記録をすることを義務付けます。

### ■ 管理義務について

【浦添市屋外広告物条例第 21 条第 1 項】

広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者、又はこれらの所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除去その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

### ■ 点検義務について

【浦添市屋外広告物条例第 21 条第 2 項】

一部除外を除き、広告物等の表示等を行おうとする者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等について、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。

また、一部の広告物の点検については、広告物等の表示等の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告物士)その他これと同等以上の知識を有する者に行わせなければならない。

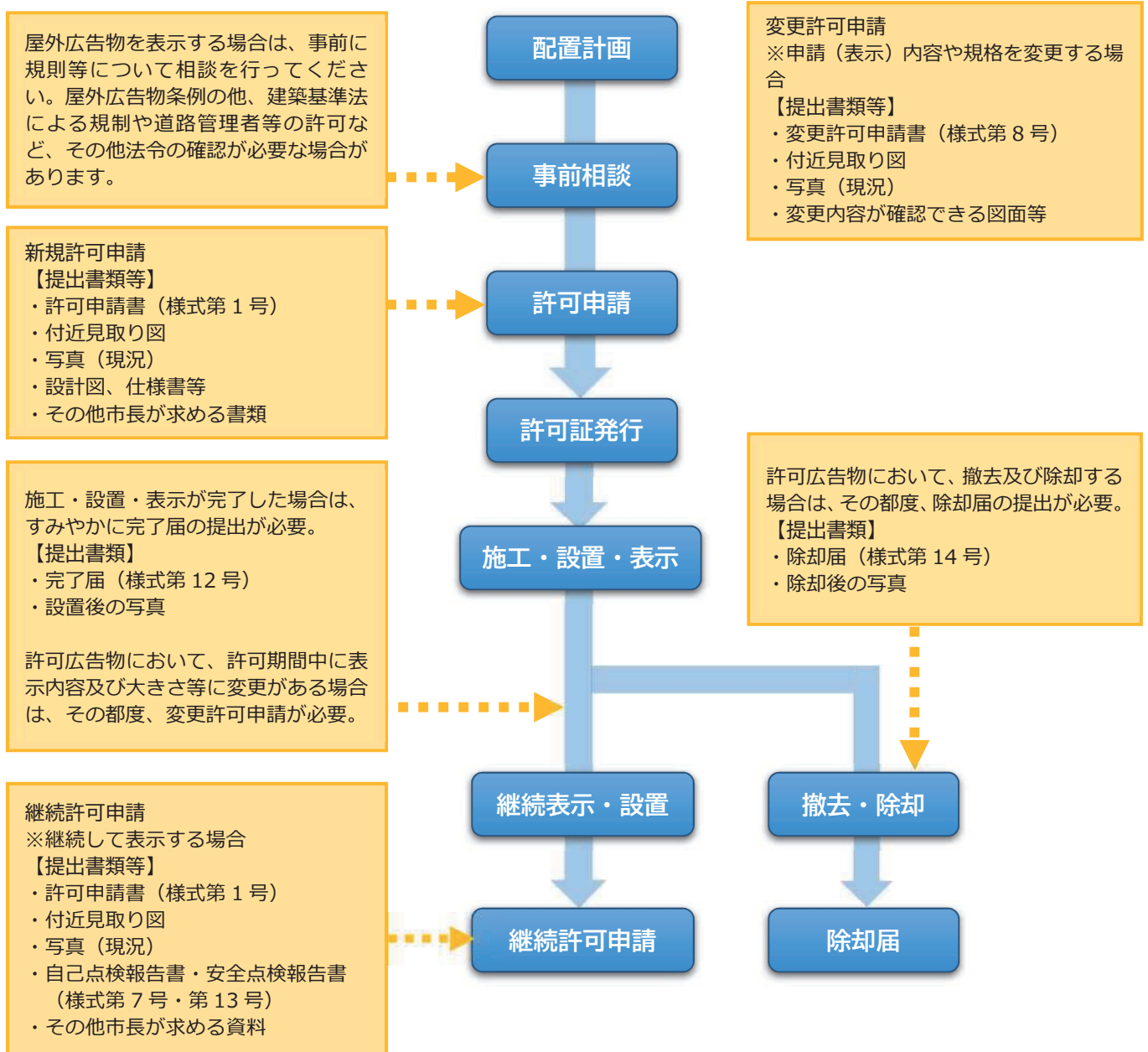
### ■ 管理及び点検に必要な資格

広告物の種類によっては有資格者による点検を義務付けます。

点検義務	全ての屋外広告物	
点検資格	大規模広告物等 ※1	資格要件あり（下記の資格者に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・建築士（1級、2級、木造建築士）のうち屋外広告物講習会の課程を修了した者</li> <li>・屋外広告業3年以上の実務経験のうち屋外広告物講習会修了者、職業訓練の課程修了者（※2）、又は屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習修了者</li> <li>・職業訓練指導員の免許保持者（※2）</li> <li>・技能検定の合格者（※2）</li> <li>・沖縄県屋外広告物条例第38条第1項第5号に規定する認定を受けた者</li> </ul> ※2 広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限る
	上記（※1）以外の の広告物	資格要件なし
報告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物安全点検報告書（様式第13号）※小規模広告物等（※3）は不要</li> <li>・屋外広告物自己点検報告書（様式第7号）※小規模広告物等（※3）のみ該当</li> <li>・現況の写真（申請の日前3カ月以内）</li> <li>・点検資格者の資格を証する書類の写し</li> <li>・その他必要と認める書類</li> </ul> ※3 小規模広告物等：はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗	

## 8 許可手続き等について

屋外広告物は、一部の広告物（適用除外）を除き、すべて許可が必要となります。新しく広告物を設置、又は既存広告物を変更したり、継続して表示する場合も許可が必要です。



### ■ 広告物の種類ごとの許可期間

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、許可期間を以下の通り定めます。

種 類	期 間
はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気球広告	1月以内
立看板又は広告幕	1年以内
上記に掲げる広告物以外のもの	3年以内

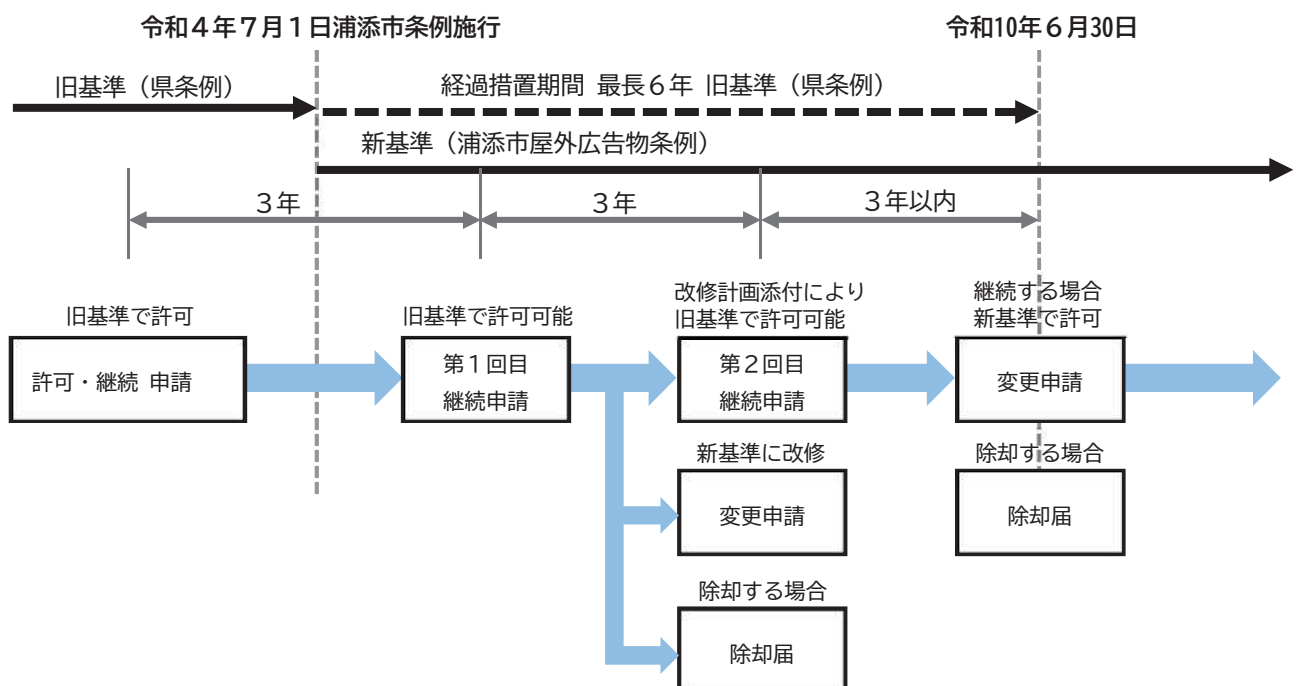
## ■ 広告物の種類ごとの手数料

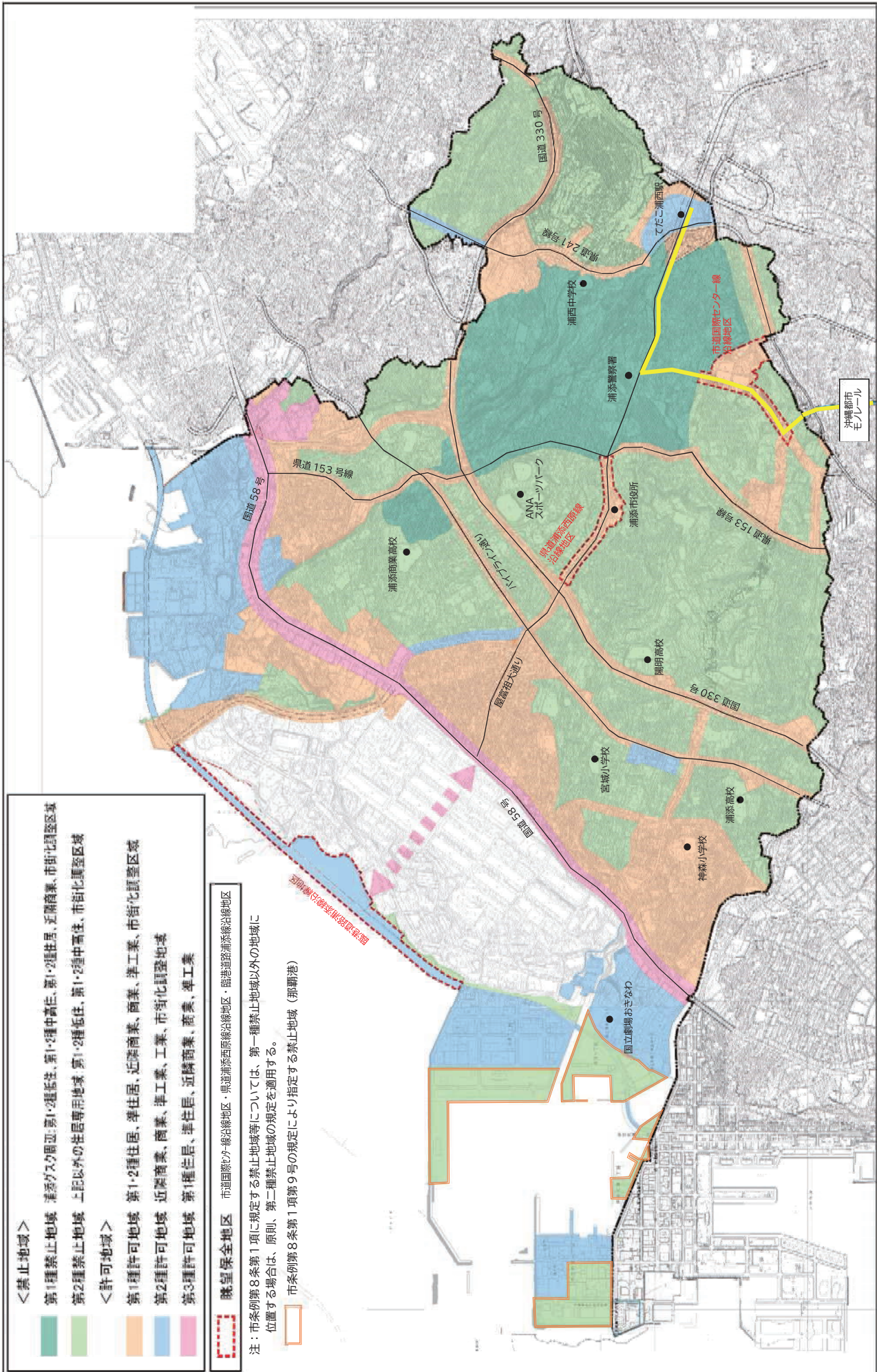
各種申請をするときは、次の表の手数料が必要となります。継続・変更申請の際も同額です。

区 分		単 位	手 数 料
はり紙		1 枚	5 円
広告幕			540 円
旗・のぼり		1 本	210 円
立看板		1 個	210 円
気球広告			1,240 円
地上広告物（はり札及びアーチを含む）及びその他の広告物又は広告物を掲出する物件 ※なお、照明を伴うものにあつては、右に定める手数料に 10 割加算する。	0.5 m <sup>2</sup> 未満	1 枚、1 個又は	140 円
	0.5 m <sup>2</sup> 以上 1.0 m <sup>2</sup> 未満	1 基	240 円
	1.0 m <sup>2</sup> 以上 2.0 m <sup>2</sup> 未満		460 円
	2.0 m <sup>2</sup> 以上 5.0 m <sup>2</sup> 未満		830 円
	5.0 m <sup>2</sup> 以上 10.0 m <sup>2</sup> 未満		1,560 円
	10.0 m <sup>2</sup> 以上 20.0 m <sup>2</sup> 未満		3,000 円
	20.0 m <sup>2</sup> 以上 30.0 m <sup>2</sup> 未満		5,290 円
	30.0 m <sup>2</sup> 以上 40.0 m <sup>2</sup> 未満		7,580 円
40.0 m <sup>2</sup> 以上 50.0 m <sup>2</sup> 未満		10,820 円	
50.0 m <sup>2</sup> 以上		1.0 m <sup>2</sup> 増すごとに 10,820 円に 330 円を加算した額	
電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告		1 枚又は 1 基	240 円

## 9 経過措置について

沖縄県屋外広告物条例の許可基準で許可を受けている屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って許可基準に適合しなくなるものについては、最長 6 年を限度として広告物を表示することができる経過措置期間を設けます。







浦添市 屋外広告物ガイドライン 概要版

浦添市都市建設部 美らまち推進課

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL : 098-876-1234 (代表) FAX : 098-879-7138